

# 豊橋にしぐち学園 身体拘束適正化検討委員会規程

## (委員会の目的)

第1条 身体拘束適正化検討委員会は、障害のある利用者の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

## (委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、サービス管理責任者とする。
- 2) 委員は、虐待防止責任者(園長)、主任とする。
- 3) 委員には、法人の第三者(相談支援等)を加えることができる。

## (委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、半期に一度(9月、3月)開催する。
- 2) 臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

## (委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 「身体拘束0への手引き」を職員に周知し、啓発する。緊急やむを得ず身体拘束を行うときなどについて、委員会で内容を検討する。
- 2) 委員会で緊急やむを得ないと判断した場合は、個別支援計画書への記載、および利用者本人、保護者へ説明し同意を得る。
- 3) 身体拘束を行った場合は、ケース記録に記載、および「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明承諾書」に記載をする。
- 4) 身体拘束が長期化しないよう適時委員会を開催し、身体拘束廃止の検討を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を作成する。
- 5) 身体拘束適正化に係る研修に参加する。

## (委員会の責務)

第5条 委員会は次の責務を負う。

- 1) 委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない施設環境づくりを目指す。
- 2) 職員に身体拘束及び身体拘束につながるような支援のおそれのあるときは、委員会で改善計画を立て、委員が改善指導を行い、身体拘束が改善されるよう支援する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。